

京都市廃棄物減量等推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第33条に規定する廃棄物減量等推進員に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 廃棄物減量等推進員の名称は、ごみ減量推進員（以下「推進員」という。）とする。

(職務)

第3条 推進員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 廃棄物の減量等に関する調査
- (2) 廃棄物の減量等に関する意見、要望等情報の提供
- (3) 廃棄物の減量等に関する研修会への参加
- (4) その他廃棄物の減量等に関する本市の施策への協力

(定数)

第4条 推進員の定数は、120人以内とする。

(任期)

第5条 推進員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。

(委嘱)

第6条 推進員は、次の各号に掲げる条件を満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市の区域内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 廃棄物の減量等に関し熱意と識見を持ち、第3条に掲げる職務を遂行できると市長が認める者

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号の一に該当するときは、解嘱するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) その他市長が必要であると認めるとき。

(活動費)

第8条 市長は、別に定めるところにより、推進員に対し活動費を支給する。

(補則)

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱に施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、平成6年度に委嘱した推進員の任期は、当該委嘱の日から平成8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。